

野田市税賦課徴収条例の一部を改正
する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第1号

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「納期限前5日」を「、納期限」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の野田市税賦課徴収条例の規定は、令和6年4月2日以後に納期限が到来する市民税について適用する。